

はまなぶと
浜波太漁業組合文書の来歴

昭和 24(1949)年、水産庁は新漁業法の制定にあわせて、全国の漁村・漁業制度関係資料の調査を企図し、その事業を財団法人日本常民文化研究所に委託した。同研究所は漁業制度資料収集委員会を設け、東京月島にあった水産庁東海区水産研究所内に事務局をおき、同年 10 月に同事業に着手した。『漁業制度資料目録』第 1 集（日本常民文化研究所・水産庁資料整備委員会 1950 年 3 月）によれば、「1949 年 10 月から 1950 年 3 月までの第一年度において岩手、宮城、千葉、神奈川、愛知、三重、和歌山、長崎および瀬戸内海の諸県に調査班をおくり、また地方調査員を委嘱した。」とあり、千葉県の調査は 1949 年 11~12 月に宇野脩平・服部一馬・網野善彦・五味克夫・江田豊・中沢真知子・加藤三代子によって行われたとある。本目録の「浜波太漁業組合文書」は、同年 12 月に宇野脩平・中沢真知子・加藤三代子の三氏によって調査・収集された。同文書は『漁業制度資料目録』には「^{ふとみ}太海漁業協同組合文書」とあり、現在の文書名と相違している。この理由は次のように推測される。昭和 24(1949)年 2 月 15 日に水産業協同組合法が公布され、各地に漁業協同組合が設立された。探訪はその直後であり、文書名も当時の組織の名称にあわせて付けられた。同文書群は直ちに寄贈の手続きが取られたとみえ、昭和 30(1955)年の水産庁水産資料館の発足にともなって同館に移管された。昭和 49(1974)年~昭和 54(1979)年に同館所蔵古文書・筆写稿本の整理作業が日本常民文化研究所に委託された際、同文書群の内容の大半が太海漁業協同組合の前身である浜波太漁業組合のものであることに鑑み、上記の文書名となった。

本文書の詳細については解題の項を参照していただきたい。ここでは、来歴にかかわる点のみ略記する。先述したように昭和 24(1949)年 11 月から千葉県安房郡の調査が行われ、太海村には 12 月初旬に 3 名の調査員が訪れた。探訪時の太海漁業協同組合の所在地は浜波太の西南に位置する^{あまつら}天面であったが、現在は太海浜に移転し鴨川市漁業協同組合太海支所となっている。文書の大半は明治 36 (1903) 年に設立認可されたと見られる(目録番号 76) 浜波太漁業組合の運営に関するものだが、近世の年号が付された文書も 8 点含まれており、『文化五年 安房郡濱波太名寄帳』など近世期の浜波太村の村政に関するものが散見される。これらは本文書の性格から考えやや異質といえるが、近代初期の漁業組合が概ね近世期の村落を単位としていたことを反映したものと考えられる。

『漁業制度資料目録』第 1 集の「太海漁業協同組合文書」の目録に載せられている文書で「浜波太漁業組合文書」にその所在が確認できない文書が存在する。文書名の記載方法や点数の数え方に相違があるので確定することは難しいが、現在確認できるだけでも 20 点前後の史料が「浜波太漁業組合文書」には含まれていない。それらはほぼ明治 20 年代に争われた浜波太村とその対岸にある仁右衛門島との訴訟事件に関するものである。それらの史料がどの段階で本文書から分離されたのかは不明だが、『漁業制度資料目録』第 1 集が刊行された昭和 25(1950)年から、水産資料館が所蔵文書の整理を行った昭和 49(1974)年~昭和 54(1979)年までの間であろうと考えられ、現在のところそれらの史料の所在は不明である。

(文責 越智信也)